

# 鯖江市国際交流協会会則

## (名称)

第1条 この会は、鯖江市国際交流協会『SABAE INTERNATIONAL ASSOCIATION』(以下「協会」という。)と称する。

## (事務所)

第2条 協会の事務所を鯖江市長泉寺町1-9-20 鯖江市民活動交流センター内に置く。

## (目的)

第3条 協会は、鯖江市民と世界の人々との文化、スポーツ、教育、産業等の交流を促進し、国際社会に対応できるまちづくり、ひとづくりをはじめ、国際間の相互理解、友好親善、国際平和に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際化促進事業・国際交流事業の計画及び実施
- (2) 国際交流ボランティアの育成及び募集
- (3) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (4) 国際交流・国際理解に関する市民への啓蒙及び知識の普及
- (5) 国際交流実施団体への支援
- (6) その他協会の目的達成に必要な事業

## (組織)

第5条 1. 協会は、協会の目的に賛同し、会費を納入した会員（以下「会員」という。）をもって組織する。  
2. 会員は、個人及び賛助会員とする。  
3. 会員の資格喪失は理事会で承認されたときとする。

## (役員)

第6条 1. 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2. 理事及び監事は、総会において個人会員のなかから選任する。
3. 会長、副会長、事務局長、事務局次長は、理事の互選とする。
4. 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 協会に顧問を置くことができる。
6. 役員補欠による任期は、前任者の残任期間とする。